

地方創生
セミナー

CHIHOME
NEWS

平成29年11月・12月実施

中小企業の支援に向けて～ 大阪弁護士会との連携により シンポジウム及び事業承継セミナーを開催

1. 経緯

大阪弁護士会との連携企画については、平成28年4月に大阪弁護士会から、「中小企業が直面する経営上の各場面において弁護士が支援できることは多い。しかしながら、弁護士は敷居が高い存在と思われがち。そこで、中小企業の方々や金融機関の方々にも弁護士の活用方法を知っていただくことで、地域経済の底上げに貢献していきたい。」といった声をいただいたのがきっかけです。

平成28年11月には、近畿弁護士会連合会・大阪弁護士会・財務局が共催で、第1回「中小企業の支援を考えるシンポジウム」を開催。

さらに、今回は中小企業の課題について、どのような支援ができるのかを探るため、第2弾、3弾としてシンポジウム及びセミナーを開催したものです。



2. 中小企業の支援を考えるシンポジウム (平成29年11月1日開催) ～地域金融機関と弁護士が中小企業のためにできること、望まれること～

当日は、大阪弁護士会のホールに、一般に募集した中小企業経営者、当局からご案内した金融機関、大阪弁護士会の登録弁護士など約130名に参加いただきました。

<開会挨拶>

まず、大阪弁護士会の山川副会長より「中小企業、小規模事業者は、わが国の事業者、全従業員の大多数を占めており、わが国、あるいは地域の経済、社会の活性化、事業者のみならず働く従業員や取引先、その家族の暮らしや権利に関わる重要な役割をはたしているにも関わらず、法的支援が十分でないとして、日弁連では29年5月26日の定期総会において「中小企業、小規模事業者に対する法的支援を更に積極的に推進していく宣言」を可決した。

本日のシンポジウムでは、地域密着型金融、そして地方創生に対して弁護士がどのようにコミットしていくか、コミットしていけるのか、行政と地域金融機関といかに連携していけるものかを考えるきっかけになるとともに、参加者においてもいろいろなヒントをお持ち帰り頂きたい。」との開会挨拶で始まりました。

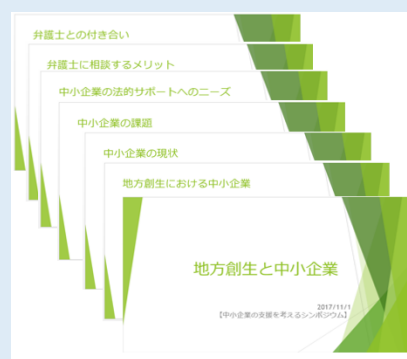
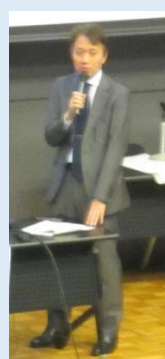


＜第1部＞ 基調講演 （『地方創生と中小企業』理財部 木村次長）

地方創生における中小企業の存在は大きく、中小企業の活動が活発になることでより大きい経済効果が期待される。域内所得・消費の増加には、中小企業の活躍が不可欠であるとの話とともに、中小企業の現状・課題について述べました。

- ＜現状＞ ・人手不足・高齢化
・後継者難（事業継続が行われないと高い技術力が絶たれる）
- ＜課題＞ ・仕入・販路の確保（仕事をとることを優先しつつも、不利な契約は締結しない）
・事業承継（知的財産を含めた資産を次世代へ）
・人材確保（女性や外国人など多様な形態に伴う法的対応の必要性）

中小企業が弁護士へ相談することにはメリット（秘密が守られる、利害対立を気にせず相談できる、課題・問題が整理される）が多く有益であるものの、なかなか相談されていない。こうした現状を解消するために中小企業を支援する立場にある金融機関と弁護士が連携することで具体的に何ができるか、また地方創生に繋がる取り組みの必要性について考えていただきたいと提起しました。



＜第2部＞ パネルディスカッション

『地域金融機関と弁護士が中小企業のためにできること、望まれること』をテーマに各支援機関・金融機関・中小企業者の方にパネリストとして参加いただきパネルディスカッションを実施しました。

パネリスト	中小企業基盤整備機構近畿本部 吉川茂樹副本部長
	尼崎信用金庫 烏野隆司専務理事
	株式会社翠光舎 別所大作代表取締役社長
	日本公認会計士協会近畿会 安原徹副会長
	大阪弁護士会 田渕学弁護士
コーディネーター	大阪弁護士会 小林寛治弁護士

活発な議論が行われ、それぞれの立場から、様々な課題や意見が出されました。

○ 中小企業・支援機関から見た弁護士の印象等について

- ・ 中小企業等から見て、弁護士の情報が不足している。**どんな専門分野を扱っている弁護士なのか、弁護士にどのような案件を相談してよいのかわからない。**
- ・ このため、事故、問題が顕在化してから相談することがほとんどであり、日ごろから相談することはない。
- ・ 中小企業の経営目線に立った対応や支援策を考え、**弁護士を利用するメリットをPR**していくこと、弁護士が主体的、継続的に中小企業へ関わっていくこと、などが求められるのではないか。

○ 金融機関の取り組みについて

- 金融機関には、資金仲介機能だけではなく、「コンサルタント」や「地域貢献活動」が求められ、現在注力している。しかしながら、**金融機関だけの支援では中小企業の課題解決に繋がらないことがあるので、土業等専門家との連携を進めている。**
- 現状は、弁護士との連携が十分ではないため、今後、弁護士との連携を深め、中小企業支援を強化することが必要。
- 中小企業に弁護士を紹介するのは、中小企業に面識、信頼のある支援機関、特に地域金融機関が適任ではないか。



○ 支援を受ける中小企業について

- 中小企業にとって**弁護士が成長支援の味方という考えを持つことが必要**ではないか。
- 中小企業側も支援を受けるために、いろいろな機会をとらえ、金融機関等に経営を知ってもらえるようにしていく努力が必要ではないか。

○ 中小企業支援における弁護士の役割について

- 弁護士による中小企業支援は、成長支援として、契約、交渉だけでなく、**M&A、提携・合併、IPO、海外展開など経営全般に対するアドバイスのほか、事業承継、企業のファミリーガバナンスへの継続的な関与**など、具体的に求められる支援は多くあるのではないかと。

このような意見に対して弁護士からは、

- 実際に弁護士を活用してもらった中小企業には弁護士の活用が有益なことを理解していただき、それを機に他の中小企業を紹介いただくことはあるが、弁護士自らが中小企業へ関わっていくことには難しい面がある。
- 弁護士が中小企業支援のために企業や支援機関のニーズに合わせて赴けるよう、**大阪弁護士会では『弁護士派遣ねっと』制度を設けているので、金融機関をはじめとする各支援機関も弁護士を活用して欲しい。**

との発言がありました。

最後に、コーディネーターから、金融機関が金融仲介機能を発展させ、本業支援等に注力しているように、**弁護士も伝統的なトラブル対応のイメージから脱却し、予防・戦略さらには総合アドバイスへと形を変えていき中小企業の抱える課題に向き合える役割を担っていきたい**との意見で締めくくられました。

3. 中小企業向け「事業承継に関するセミナー」と法律相談会 (平成29年12月22日開催)

シンポジウムに引続き、中小企業が抱えている身近な問題をテーマにしたセミナーを開催。今回は『**法務実務からみた事業承継**』をテーマとし実施しました。

また、より多くの中小企業の方々にも関心をもってもらえるよう普段は大阪弁護士会で行っている法律相談もあわせて実施し、師走の忙しい時期にも関わらず約70名に参加いただきました。



セミナーでは、講師の小林寛治弁護士より「事業承継で困らないために」と題し、～弁護士から見た事業承継の観点とその対策～として、これまでの事例も踏まえながら、トラブルを未然に防ぎ円滑に事業承継を進めていくためのポイントについて分かり易くご説明いただきました。

<概要>

- 事業承継とは何ぞや？
 - ・ 価値ある事業を次世代に承継すること≡「会社相続」
 - ・ 社会的な意義と重要性 → 積極的な取り組みを
- 事業承継の基本的な考え方
 - ・ 自社株を初めとする事業用資産を後継者に集中させる
 - ・ 後継者以外への配慮 → 遺留分、株式準共有の落とし穴
 - ・ 心情的な部分も含め、法的問題以外の点も重要 → 現社長との生前の対応
- 親族外承継やM & Aという選択肢
- 事業承継には法律的な目線は必須 → 税務と法務のクロスチェック

弁護士ならではの視線からお話いただき、参加者にとっては気付きにつながる点多かったようです。事後のアンケートでも、「時間が短かった」「もっと詳しく話が聞きたかった」との声が多数ありました。

また、セミナー終了後の法律相談会においても数社からの参加があり、弁護士と中小企業が繋がるきっかけのひとつの場となりました。

4. 最後に

皆さまのご協力をもちまして、今回の大阪弁護士会との連携企画も無事に終了することができました。

これらの開催により、地方創生における中小企業支援の分野において、金融機関と弁護士会、その他支援機関との連携が深まるとともに、更なる中小企業の活性化へと繋がる一助になれば幸いです。

今後も、近畿財務局では、地域経済の発展のため、各機関や各地域の要望に向き合い、地方創生に尽くしていきたいと思います。

今回の企画でお世話になった方々、本当にありがとうございました。

大阪弁護士会 山川良知副会長

大阪弁護士会 中小企業支援センター 事務局長 小林寛治弁護士

その他木原先生、植山先生、永田先生をはじめとする事務局の皆さま

シンポジウムパネリストの皆さま

管内地域金融機関の皆さま

近畿財務局理財部金融調整官

